

第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 (会 議 録)

日時：平成20年6月26日(木)

午前9時30分から

場所：野尻町農村環境改善センター研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 小委員会の運営について

公開・非公開について

5 協議事項について

(1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

(2) 総合支所の機能について

(3) 新市基本計画素案（序章～第3章）について

(4) 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会スケジュールの変更について

(5) 次回の検討事項について

6 その他

確認事項について

新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について

第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

7 閉 会

第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

- | | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 1. 委員 | 小島 利春 | 7. 委員 | 下別府 明 |
| 2. 〃 | 松元 朝則 | 8. 〃 | 坂下 実千代 |
| 3. 〃 | 入佐 廣登 | 9. 〃 | 竹之内 昭一 |
| 4. 〃 | 淵上 貞継 | 10. 〃 | 瀬戸口 美智子 |
| 5. 〃 | 種子田 與市 | 11. 〃 | 赤崎 峯雄 |
| 6. 〃 | 西岡 長成 | 12. 〃 | 見越 南州男 |

(事務局)

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	〃	楠元 いず美

(専門部会・分科会・市町担当者)

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	高原町まちづくり推進課長	高妻 経信
総務専門部会長	殿所 多美雄	高原町まちづくり推進課係長	倉掛 祐有
企画分科会長	永野 信二	高原町総務課長	横山 安博
小林市企画調整課長	栗原 一夫	野尻町総務企画課長	内村 明生
小林市職員課長	上谷 和徳	野尻町総務企画課主幹	長倉 健一
小林市地域振興課長	井上 晃吉		

(欠席者)

小林市 坂本 新平

以上、(敬称略)

午前9時30分開会

事務局

皆さん、おはようございます。御案内をいたしました時間になりましたので、ただいまから第2回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。

まず初めに、出席委員さんのことについてでございますが、坂本委員さんにつきましては、午前中欠席と、午後出席ということで連絡をいただいております。また、竹之内委員さんにおかれましては、会場をちょっと間違われまして、野尻町役場の方に行っているということで、もうこちらに向かっておられるということでございます。

改めまして、本日は御出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、皆様をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

まず初めに、本日の出席委員数は11名です。小委員会設置規程によりまして3分の2以上の出席ですので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ここで入佐委員長にごあいさつをお願いいたします。

委員長

それでは、改めまして皆さんおはようございます。ご苦勞様でございます。6月に入りまして、もう末になりまして、農家にとりましてはもうほとんど田植え等も終わっているところかと思いますが、梅雨の梅雨明けが大変待ち遠しい時期かと思っております。

本日は、第2回目の新市基本計画・地区自治区等設置検討小委員会ということでありまして、議題が5項目ほど出ておりますが、皆さん方の慎重審議、ひとつよろしく最後までお願い申し上げます。簡単ですけど、あいさつにかえさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、ここからは小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行をお願いいたします。

委員長

それでは、私の方で議事を進行してまいります。まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名議員につきましては、議長が指名することになっております。本日は、小林市の松元朝則委員と野尻の赤崎峯雄委員をお願いいたします。

次に、会議の公開についてであります。小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができると定めてありますが、本日は、公開ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、本日は公開することにいたします。あわせて、会議録についても公開することとさせていただきます。

早速、協議に入りたいと思います。協議事項(1)高原町・野尻町の地域自治組織について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。私の方で御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。御了承ください。

それでは、高原町・野尻町域の地域自治組織についてということで御説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。よろしいでしょうか。

前回の第1回小委員会におきまして、現在、須木地区に設置されております合併特例法に基づく地域自治区の現状について御説明をさせていただいたところでございます。今回につきましては、そこに左の方に旧須木村域ということで、現在の須

木地区の地域自治区の現状をそれぞれ区分をいたしまして記載をいたしております。これに基づきまして、高原町域、野尻町域に設置する地域自治組織について、どのような組織を設置するのか。そして、その名称、それから3番のところでは、設置期間はどのようにするのか。

そして3ページの方をごらんいただきますと、現在須木地区では、副市長相当職の特別職の区長を事務所長にかえて設置をしておりますが、それを設置するのかどうか。設置する場合には、設置期間は何年間とするのか。それから権限はどのようにするのかと。

そして9番の方では、地域協議会の組織について委員数は何人以内とするのかというようなことですね。

それから、11番のところを見ていただきますと、現在、須木の方では日額報酬をお支払いしておりますが、これにつきましては、前回御説明させていただきましたように、総務省通達等もございまして、報酬を支給しないこととすることができるといような規定もございまして、そのあたりをどうするのかということですね。それと以下、地域協議会の運営、権限、それから、14番の方では、須木庁舎における予算要求・執行と、このあたりはかなり詳細な事務的レベルのことにもなっておりますが、そういったこと等について、一つずつ皆さんの御意見をお出しただいて、集約をしていただきたいと思いますと考えております。

そして、前回参考資料の方で岐阜県の報告書をお示しをさせていただいたんですが、そのときに、その資料が、お手元にある方はご覧いただきたいと思いますが、その資料の56ページでございまして、県民協働による自立した地域づくりという資料でございまして、前回の資料にありますので、また後ほど詳しくは御説明をさせていただきますが、その中に入れるというのが、載せておいたわけですが、一つの今後の地域自治組織を活用した仕組みの比例図ということでは、地域自治組織と、その下に今度は校区単位で設置される場合が多いですけども、地域づくりの組織としてまちづくり協議会というような学校区単位の組織を置いておられるところがございます。そこが、いわゆる地域協議会の活動を見たいということで、地域協議会と連携を図りながら、地域住民の不安解消という要素と、これが地域自治区の大きな目的でございますが、一方では、小林市におきましても今回、協働のまちづくり基本指針というものを策定しておりますが、この協働のまちづくりの担い手となるような地域づくり組織、そういうものが連携をしてまちづくりを進めていくのが一つの今後の地域自治組織を活用した仕組みのイメージということでもございますので、そういったこと等についても、4ページの中段のところでございますけれども、ここで協議をいただきたいと思いますと考えています。

そして、その下には、地域自治区、いわゆる特例の地域自治区を置いた場合には、期限を切りますので、そういった期限が、期間が終了した後の地域自治組織については、どのようなあり方がいいのかということについても御協議をいただきたいと思いますと考えております。

一つの例としましては、宮崎市の場合は、合併特例区を設置されておりますが、合併特例区が5年間ですので、それが終了いたしますと、地方自治法に基づく一般制度の地域自治区に移行するというような方針をとっておられるところもございまして。

そして4ページの下の方でございまして、太い線で囲ってございます。今回、この地域自治組織について協議いただく前提としまして、1月25日付で小林市の方から野尻町、高原町の方に文書で通知をいたしまして、合併協議における確認事項書という、これ抜粋になっておりますが、このようなものを文書として送付をさせていただいております。その中に、現高原町及び現野尻町役場は総合支所とする。それぞれに、市町村の合併の特例法に関する法律に基づく地域自治区等を設置するという内容がございます。これにつきましては、4月1日の合併協議会設置に関する協議書調印時に、改めて、合併協議の前提として、この上記の確認事項を含みます。

す各項目を1市2町の首長におきまして確認をされております。また、皆様御承知のとおり、高原・野尻町の総合支所設置につきましては、4月17日の第1回合併協議会におきまして御提案し承認をされているところでございます。こういったことを協議の前提として御協議をいただきたいと考えております。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。5ページから8ページにかけて、参考資料といたしまして、旧合併特例法に基づく地域自治体の設置状況を記載をいたしております。これは、18年7月1日現在となっておりますけれども、前回の――5ページの方でございますけれども、旧特例法の中で全国で、7ページの下の方に書いてございますように、38団体におきまして101の地域自治体が設置をされたところでございます。現在は合併新法になっておりますが、新しい法律の中でも設置が検討されているところがございまして、その旧法に基づく設置ということで、これは記載をさせていただいております。

一点、訂正をお願いしたいんですけども、7ページの都道府県名のところで、25番、滋賀県大垣市となっておりますけれども、これは総務省資料をもとにつくった資料でございましたが、県名が間違っておるようでございまして、滋賀県ではなく岐阜県でございます。御訂正方をよろしくお願いいたします。

それから、6ページと8ページにおきましては、それぞれの団体におきます地域自治体の設置の状況を記載しております。設置の区域のところには、それぞれ設置された市町村名が書いてございます。左の方の5ページと7ページの構成市町村と比較していただきますと、設置されたところと設置されなかったところというのが比較ができるかと思っております。そして、その6ページの設置区域の右側でございます。設置期間のところを縦にずっと見ていただきますと、10年というところが多いようでございますが、一方で10年よりも短い期間ということで定めておられるところ、例えば4年とか、5年、2年6カ月というようなところもございまして、こういった設置期間を10年よりも短縮されているところが38団体中11団体、約3割というような状況でございます。

そして、その右側、区長等というところですが、ここで区長等の特別職を配置されているところには丸印がしてございます。割合でいきますと、区長等の特別職を設置されているところが25団体、全体の65%でございます。また、設置をされていないところが13団体、34%となりました。ちょっと完全に100%にはなりません、そのような割合になっています。また、25カ所の設置されているところにおきまして、この設置期間のところを見ていただきますと、4年とか6年、10年以内、2年というようなそれぞれ期間がございまして、設置されているところの中で設置期間を地域の設置期間よりも短縮をされているところが、設置期間は10年ですけども、区長の設置は4年とか、そういう短縮をされているところが区長設置をされているところの64%、16カ所程度になっておることになります。

その右側、地域協議会でございますが、構成員数がそれぞれでございます。15人以内というところ、20人以内というところ、多いところでは30人以内というところもございまして、割合としましては15人というところが2カ所、約6割でございます。ほか20人というところが8カ所で2割ということでございます。

それから、報酬でございますが、須木地区におきましても、日額報酬をお支払いしておりますが、日額報酬を支払っておられるところが約半数でございます。一方で、支給しないことができるという規定を持っております、支給されていないところが13カ所、34%というふうになるかと考えております。

ただいま御説明を申し上げましたことにつきましては全国的な傾向ということで、今から協議いただきます場合の一つの参考としてごらんいただければと考えております。

説明につきましては以上でございます。

委員長

ただいまの事務局から説明がありましたように、旧須木村域では、市町村の合併

<p>松元委員</p>	<p>の特例の法律に基づいて、地域自治区が設置されております。</p> <p>旧須木村域の地域自治区の現状と合併協議における1市2町の首長の確認事項を踏まえまして、資料に沿って1項目ずつ、御意見、御質疑を伺ってまいりたいと思います。</p> <p>まず、1番の市町村の合併の特例の法律に基づく地域自治区の設置についてを御意見、御質疑をお出しいただきたいと思います。松元委員。</p> <p>小林の松元です。御意見がないようですから口火を切りたいと思いますが、これは今説明があったとおり、旧須木村域の地域自治区の例を出されるわけですけど、これに基づいていくと地域自治区を置くのか、置かんのとかという議論に私はなってしまうかなと思いますので、実はこれにも、4ページにもありますように、4月1日に、3首長で合併協議における確認事項書がありますよね。8項目確認されておりますが、4項目めに、ここにありますように、地域自治区等を設置すると、こう書いてあるわけですね。私たち、7月1日、2日もまたいろいろ研修視察もやるわけですね。選択肢はいろいろあると私は思っているんですよ。</p> <p>旧小林市と旧須木村とはいろいろあって、私も小林メンバーの人、前の加藤首長にもじかに私は申し上げました。やっぱり、合併するに当たっては、どうしても須木地区の人たちが懸念とか不安とかありますわな。ただでさえ、どんどん過疎化が進んでいく。その中であって、例えば内山地区の人たちとか、鳥田町の地区の方たちですね。私は、合併のとき、事前説明会に行ったわけです。内山地区と鳥田地区ですね。内山の人たちは、こうおっしゃるですよ、ほとんどの意見は、何ごて野尻と合併せんかったかよと、こうおっしゃるんですね。やっぱり生活の範囲というのがどうしても野尻と密着してるんだと。私はこういうことづくづく思いました。これはもう地形的な問題を含めてですね。</p> <p>そして、ただでさえ今のこの格差がどんどん広がっていく中で、同じ村の中でも格差がある。合併したから格差が縮まるかと、私はなかなかそうは思わない。そういうことを考えるに、一つは、私がさっき言いました選択肢というのは、地域自治区という形態をとる方法もあるし、前にも資料に出されてますように審議会という形式をとってもいいのかなと。いろいろ私は選択肢があると思ってます。</p> <p>その中で、一つ一つと議長がおっしゃってるんですけども、4ページの中ほど空白になってます。協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方も出されています。私は、今の小林、野尻、高原を全体を見たときに、例えば、地域自治区、あるいは地域審議会でも結構なんですけども、これをつくりますが、若干その下に小学校区でもいいですが、あるいはちょっとそれをもうちょっと拡大した形でまちづくり委員会、今既存の区という組織があります。高原さんと野尻さんは規則にうたって、非常勤特別職の位置づけをされておりますよね。小林は任意の団体であります。須木地区は規則にうたって非常勤特別職、こういう形態を持ちよる。それぞれ形態は違うんですが、ここはここで一応基本的な部分として置きながら、校区とか、あるいは一定地区を、こういうまちづくり委員会、こういうものをつくりながら、それが地域審議会、あるいは地域自治区の中に意見が反映をされている。そこで意見が集約をされていく。そういうこれからの地方分権、どんどんまだ分権が進んできますね。地方制度審議会もいろいろ、あるいは分権、委員会も意見提供をしておりますけれども、こういう流れをずうっと想定をしていきますと、私は、そこがそういう組織を、しっかりとこの合併の中でつくり上げていく。そのことで、一つには住民の方々の懸念とか、不安というものを払拭をしていくということが、まず基本にないといけないなあと。</p> <p>私はそういう意味では、ここでいきなり自治区、地域自治区といってるんですけど、私どもの1月25日に当局の方から全員協議会で説明がいきなりありました。こういうことで、高原さん、野尻さんと協議を進めていきたいということでありましたが、最初は、地域自治区を置く、そして区長を置くという提案がされたわけですけども、私どもの議会の中では、最初からなぜ自治区を置いて区長を置くということ</p>
-------------	---

に、最初からなぜそうなのということで疑問が出されまして、表現が、4ページにありますように、地域自治区等を置くというふうになったわけです。これ、ぜひ御理解いただいております。等が入ってるということは、地域審議会という形式もありますよ。そして、今小林がやっています須木自治地区という方法もありますね。県内的には、佐土原が一番最初、採用されましたよね、戸敷町長さんが、宮崎市約30万人近い、おれたちは3万そこそこしかおらん。のみ込まれる、これじゃいかん。一つの自治の形態を保ってくれと、そういう要望があって、それを小林も採用したわけですが、私はどういう形態がいいのか、もう少し、そこのところは相当な結論というのはなかなか難しいのかなと。もうちょっと研究した方がいいのではないかなと思っております。

では、あと悩ましい問題はちょっと波及しますけども、後の資料の中にステップ1とか、2とかをずっと見ていきますと、じゃ、自治区長を置いて、自治区長を置いて、それを副市長格でやるのかな、どうなのかとか、これは財政的な問題も絡んできますから、やっぱりそういう総合的にやっぱり検討しとかないといけないのかなというのは、私は感じていたんです。

ただいまの松元委員がありました。ほかに。赤崎委員。

松元委員も非常に理路整然として、敬服いたします。私若干違うところもございませぬ、自分の考え方の一端を披露させていただきますが、おっしゃるとおり、そういった問題点があるということで確認いたしました。まず、審議会等では、自治区との対比を考えて、特に機能的な面でどうなのかというところからいくと、特に、先ほど松元委員おっしゃいましたように、住民の急変環境に対する不安感というふうに、特筆しているわけでございます。全くそうだと、同感でございます。だから、このことを最大の解消課題として我々はとらえていかないと、この問題、大きな達成目標は達せられない。

だから、我々の後ろには数多くの不特定多数の住民がいるんだということですね。その真意を我々なりに踏み込みながら、この問題を解決していくとしたときに、審議会の場合の、審議会ですらで予想される機能の面と自治組織の中で期待される機能面とした場合でどうなのかと。特に、窓口業務の問題もございませぬ。あの辺になりますと、まさしく地区住民サイドをもって、総合支所を置くというか、既に確認済みでございますが、その辺との関係で、今までの行政スタイルの流れの中で住民のそういった行政に対する環境、事務手続の問題、雰囲気の問題等々を総合的にどういうふうな形で納得して受け入れやすい環境があるのかということになれば、若干、松元委員と違うところは、やっぱり自治区スタイルの方が住民の感情的な受けとめ方の中ではすんなり御理解いただける感じはなきにしもあらずと。だから、僕も内々ですね、そういったような、言うならば、須木と、小林の確認されたその組織をぜひ今回も、というのが僕のとらえ方でございます。よろしくお願ひします。

以上です。（「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

はい、竹之内委員。

竹之内でございます。遅れて申し訳ございませんでした。

ただいまの自治区を設けるか設けないかの話なんですけども、私は、これはやはり行政改革を進めるための合併だとしてとらえておるんですけども、そういうことが将来住民のためになるということでありますから、やはり、先ほど松元委員も言われたように、いかに新しい小林として一体化するというのが重要じゃないだろうと考えております。その中で、やはり自治区を置くということも必要な面もありますけども、やはり一体感を出すには、早急に自治区というものは撤廃すべきじゃなかろうかと考えております。そのためには、やはり、そうしないと行政改革も進まないし、やはり自治区という考え方の前提のもとに物事が進んでいくと、やはり住民の負担というのは今後増えてくるんじゃないかと。聞くところによると、地域審議会の方が逆に効果が出てるといふ話も聞く中で、やはり自治区を置くということをもう一回よく勉強したいとは思っているんですけども、そういう感じております。

委員長
赤崎委員

委員長
竹之内委員

<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>はい、ほかにありませんか。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>前原さんに質問しますが、今の場合に、高原の（「竹之内です」と呼ぶ者あり）竹之内さんに質問しますが、今のお宅の考え方の中で、高原町民の受ける感情的な受けとめ方については推測の部分言ったわけでしょう。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>やっぱり、もう一部のある程度聞いた感じでは、やはり一体感を出すのが先決だと。長い将来的に考えた場合ですね。やっぱりここ当面は、一時的でもいいだろうと。しかし、あくまでも、例えば悪いとらえ方をすると、旧えびの町みたいな感じで進むと、なかなか一体感ちゅうのは出ないんですよ。我々は、そのために小林市と合併するんだという。だから、自治区を置かないでもいいんじゃないかと。</p> <p>あるいは議員さん方も、この際あれという意見もあるわけですね。だから、それをどうとらえるかが、差し当たりの住民サービスをどうするのか。あるいは将来的にどうなるのかということを中心に考えるべきだと思うんですね。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>赤崎委員。</p> <p>竹之内さんは単刀直入に表現されておるんで、もうちょっと確認をさせてください。いずれにしても、僕も、早く新市の6万人相当の住民の心の融合を一刻も早く図るべく、行政努力と地域住民の相互の一体感ということは非常に大事なことです。だがしかし、一挙にそこまでいけない。だから、自治区の問題にせよ、審議会の問題にせよ、これは移行措置としてあるわけですよ。（「そうそうそう」と呼ぶ者あり）だから、移行措置が必要だということですか。そこが知りたい。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>あのですね、結局、この最初私が質問したのは、おおよそ10年というこの間書いてあったですね。前のこのあれの中で。（発言する者あり）なぜ、それを質問したかというのは、10年じゃ遅過ぎると思うわけですよ。遅過ぎるということは、改革が進まないと思ってるんです。それを、自治区を、ほじゃから必要ないという基本的な考え方は、それを3年にするか、4年にするか、5年にするかという問題だろうと思うんですよ。それを早く一体感を持つのに10年かかってやるより5年ぐらいでやった方がいいんじゃないかというのが考え方です。（発言する者あり）はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>いろいろ出ましたが、地域自治区につきましてはどんなでしょうか。やっぱり地域住民にとりましては自治区があった方が、割とこういろんな意味で上の方に声が届いたり、また議会としてもいろいろこう相談できたりとか、そういった面もあると思うんですけど、地域審議会もできないことはないと思うんですけど、やっぱりそこに区長が置くという形になれば、いろんな意味で、その町の同じ将来に向けて同じ新しい町をつくるわけですから、やっぱり当分の間はそういった形であった方がいいような気もするんですけど、何かほかに意見ございませんか。</p>
<p>淵上委員</p>	<p>先ほど松元委員さんから意見があったところですが、松元委員のおっしゃったそれも十分私も理解をしますし、やっぱりそういったことは当然考えていくべきだと考えて、その中で、地域自治区の問題は、私も結論から言いますと、やっぱり今須木さんがとられているような、それがやっぱり必要ということを強く論じたいと思います。と言いますのは、やはり小林市、4万と一緒にさせていただくわけですが、そういったことで、非常に住民の不安が沸くですしね、やっぱり。そういったことを解消するためには、やっぱりそういったある程度の、合併してもある程度いろんな意見が言えて、住民末端が言えて、それがある程度はやっぱり反映されるんだということをしながら、そしてまた、その自治区の中にいろんな協議会の、後にこれは出てくる問題ですけど、そういう区ごととか、旧の区、それと、例えば小学校区とか、そういった中で協議会をその地域自治区を設けたその後に、そういったことまで含んでおっしゃるように協議をして、それをまとめたものをやっぱり新市にこう吸い上げていただいて、そして、今竹之内さんがおっしゃった早い機会に一体感を出していくという。その方が私はやっぱり合併して、住民の理解といいますか、それに非常に不安を払拭するには、やっぱりこの方法をしていただいた方が、私はやっぱりベターであるというふうに考えております。</p>

<p>委員長 見越委員</p>	<p>以上でございます。 ほかにございませんか。はい。 既に須木が2年前に先行しているわけですよ。それから、それとのバランスとかね——もあると思うんですが、だからやっぱり整備することによって、これは経過措置だと思いますから、やっぱり必要だと私は思います。そしてやっぱり、最終的には合併しても、住民とも協働して盛り上がっていかないと成り立たんと思うんですよ。だから、そういう意味でもやっぱり期間の措置として、何年間かはそういうことが必要じゃないかというふうに思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま出ましたけど、地域自治区等は置くと。期間を一応限定するとか、そういった意見も出ておるわけですけど、ほかに何かございませんか。「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり)はい。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>西岡会長さんとは、結局自治区を設けてやっておられるんですが、自分の地域としての考え方はどうなんでしょうか。それをお聞かせいただくと。</p>
<p>西岡委員 竹之内委員 西岡委員</p>	<p>担当課長がお見えですので、そちらから説明をしていただきます。 自分の意見としてですよ、感想として。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>どういいますか、まず自治組織ができました。だけど、うちは在任特例をとって議員の皆さんも10何人いらっしゃったわけです。ある程度小林市の議員ということで、いろんな相談事も私に来たのが、ここ2年間の間に5つぐらいございます。市会議員という立場になったとき、言にくいわけですが、今度は。今まで村会議員が市会議員という名目になる。そういうことがあって、今は解決した経緯がございます。 だけど、地域自治組織というのは認知されてないですよ。普通知ってる人は知ってる。知らん人は知らんというような存在なんです。そういった中で、広報等でどんどん宣伝をやりなさいと。旧村報みたいなのを出して。それが出したのが1年後からなんです。それでやっと認知されつつあるんです。だけど、地域組織とか、自治協議会というのは、最初のころは、言ってみれば発表会みたいな感じであります。そこに教科書がないわけですから。議決権がないということで、常に勉強、勉強で半年間は過ぎました。その後、やっと会長もかわりまして、多岐に進み出して、やっとどこにも負けないようなすばらしい地域協議会をつくるのが現状なんです。だから、1回、うちの協議会も視察に行ってみて判断すれば、勉強になると思うんですよ。すばらしいものができます。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>赤崎委員。 今、西岡さんから聞きましたけれども、合併三法の中にも、その辺の自治区の設置の問題及び自治区と協議会と住民との連携のありようとして具体的なサンプル提示はない。だから、我々は全く未知の中から有を生じないといけない。ないものから有を生じないといけない。今西岡さんがおっしゃったような。それと小林市の中に前例をお持ちですよ。しかも、ゆくゆくは心ひとつにしていけないといけない関係でありますので、非常に法定協の提案は。ありがとうございました。</p>
<p>委員長 松元委員</p>	<p>松元委員。 基本的に重要なところだと、私はしょっぱなから重要なところに入り込んでるんですけども、私は冒頭、審議会であれ、自治区であれ、ここは少し、もう少しお互いに研究した方がいいんじゃないかということをおし上げております。私は自治区だからと絶対できるものと私は思ってません。今、どうしようかなと思ってたんですけども、西岡さんおっしゃいましたから私も申し上げますけども、組織をつくったからといって、これ機能しなければ何にもならないんですよ。本当に理解されてるのか。今西岡さん、いみじくもおっしゃいました。ここがポイントなんですよ。私は随分いろんなところの、資料も事務局の方から用意をしていただきましたが、私もいろんなところの先進地を見ます。なぜ機能しないのか。やっぱりどうしても便法としての使い方をされているところもあるような気がする。 私がさっき言ったのは、協議会が、審議会でも結構です。地域自治区でも結構で</p>

	<p>す。そこに例えば10人以内とか、あるいは15人以内とか、まちづくり協議会みたいな委員がありますね。じゃ、この人たちが本当に、これからのおれたちの地区をどうするんだという、ここがやっぱり従来のような〇〇審議会のメンバー性質になってたりするところも僕はあるような気がしています。</p> <p>ここのところは、例えば、私がさっき言いましたように、私は事務局から、野尻町さんと高原町さんの区がどういう状況にあるかちょっといろいろ資料をいただきました。これをちゃんと学校区やいろいろ資料いただいているんですけども、要するに、審議会、地域審議会ですね、地域自治区も結構ですけども、これ住民の方々にしっかりやっぴりつながってない。だから、まちづくり委員会、そういうもの公開でとか、つくって、それがしっかり組織として押し上げて、審議会なり、地域自治区に意見反映が集約されて、そしてそれが市長の諮問に応じて答申をする。この形態がしっかりでき上がってなかったというのが、私は今までの須木の地域自治区のふたいかなど。これはいよいよ一般質問等の発言とか、いろいろの施策のあり方も決めて、私はもう率直に見て十分な機能をしてなかったなど。西岡さん、まだ見合ったり、申しわけない。これは私の評価の仕方ですけども、私はそう思ってます。ここのところをしっかりと見ておかないといけないと思ってます。</p> <p>例えば、ステップ2のところはまだ行ってませんが、総合支所には支所長を置くとかいう考え方もあるわけですね。その支所長というのが特別職の区長をするのか、しないのか、また財政等の問題等もいろいろ絡んできます。こういうところを総体的に私は判断をするためには、せつかくですから、ここのところは自治区なのか、審議会なのか。ここのところは私は少し研究をお互いにして、2回目以降、3回目以降ですか——結論は先送りしてもいいんじゃないかと、私はそんなふうにするんですけども。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>赤崎委員。 だから、今、みんないろいろな意見を出し合ってるんですけども、何か前後するんですよ。どうしても、性格上。区長の問題もある。協議会の選任の問題も今いみじくも出ました。こういった問題総合的に、トータル的に議論したらいいのか。今のうち、1の項目、2の項目で行った場合に、どうしても行き当たるわけです。今までの別の問題もそうなんです。協議会の人選問題も一緒です。同じ考え、両小委員会と。ここだと思うんですね。全然機能してないわけです。そういった問題、トータル的に議論していかないとだめです。ここだけでいいのかなと思います。比較も含めながらやっていって、今日結論が出せないことはない。</p>
<p>松元委員</p>	<p>それは、早計に過ぎると思いますね、出したら。（「議長、一点だけ」と呼ぶ者あり）</p>
<p>委員長 種子田委員</p>	<p>種子田委員。 小林の種子田ですが、4ページの下欄の太い枠の中の3首長による確認事項、これはどうなるんですか。今、議論等の意見を聞きますと、相反する感じがしますがどうなるんですか。</p>
<p>委員長 種子田委員</p>	<p>等と入ってますので。 等ですけど、3首長はその規定をもって、こう言われておるんじゃないですか、多分。</p>
<p>松元委員</p>	<p>それは、それで私がさっき1月25日の全員協議会の、25日だったと思いますが、例を出しましたけども、最初は自治区を置く、そして区長を置くとなっていたんです。それが8項目の野尻町長さん、高原町長さんとの協議項目にしますよと。それで議会では、最初から自治区を置く。審議会とかいろいろな形式もありますわなと。そして、区長を置くとも最初からなってますけども、それはいかがなものですかという注文がきました。じゃ、等が入ったんです。だから、少し緩やかな表現になってると、私は思ってます。</p>
<p>種子田委員 松元委員</p>	<p>じゃ、3首長はこの等についての確認はしておられるんですね。3人とも。当然だと思います。</p>

種子田委員	じゃ、それが生きるわけですな。はい。あえて、自治区にこだわらんでもいいということですか。はい、わかりました。
委員長	私もちょっと進行上ちょっとなかなかしにくいんですけど。
西岡委員	西岡さん。いいですか。
委員長	今の松元さんに対してちょっと言いたかった。いいです。いいです。 ほかにございませんか。 地域自治区設置につきましては、4ページにありますように、地域自治区等を設置するとありますので、これに伴ってまた勉強会、また視察までの、その中で、また再度また勉強して協議していただきまして、そしてまた決めていただきたいと思 います。 一応、順を追って一応お話を、協議を進めていただきますのでよろしくお願 いいたします。 2番目の地域自治区の区域と名称については、これもまた、これこそ今のいろ ろ意見が出た中でまだ決めかねるかと思いますが、これにつきましても、一 応勉強会の後、研修の後でよろしいでしょうか。 〔異議なし〕と呼ぶ者あり
委員長	3番目の地域自治区の設置期間についても、これにつきましては、若干意見が2 つほど出していただいて。
西岡委員	地域自治区の区域と名称ですよ。この区域は、もう高原区域、野尻区域になり ますね。こういうのを決めてもいいんじゃないですか。高原、野尻で自治区域つ くるとか、そういうのじゃないんでしょう、これは。もう分かれるわけですら 。高原。だけど、協議会の名前が審議会になるか、自治区になるかだけですから、こ こを決めていかんと、全部すうっと流れてしまいますよ。
委員長	それでは、さっき2番に戻りますけど、今意見がありました、地域自治区につ いての区域の名称については、もう決めていってもいいんじゃないかというこ とありますが、どんなでしょうか。
松元委員	極端なことを言えば、野尻、高原も一緒にとちゅうことになりませんよね。旧 自治体を単位として設置ということになれば、高原地区、野尻地区、後は〇〇審 議会なのか、自治区なのかということ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）きちん とね。
委員長	じゃ、高原と野尻地区ということで、これはもう高原地区、野尻地区とい うことでお願いします。（「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。
事務局	名称につきましては、基本的に設置区域が今ございましたように、旧市町村単 位ということございまして、名称につきましては、全国的な事例の中でも高原 町、野尻町という形でそのまま残すことも可能ですし、あるいは高原区、野 尻区という名称でも可能ですし、須木の場合は、須木村というもの、ある いは須木区という区を抜いた上で地域協議会という表現をしたということ ございまして、名称については、今申し上げたような形でパターンはある ということございまして、事務局の方からありましたが、名称について、 高原町と、または野尻町といった……。
委員長	私は住民説明の中で、旧村長が諮ったときに、須木村というのが、何か損 しそうでいかんと、だから、須木区にしてくれというような住民からの要 望も踏まえて須木にしたんです。はい。（「そうだったんですね」と呼ぶ者 あり）
西岡委員	須木については、住民の要望を聞いて、須木村じゃなくて須木区とされ たということですが、野尻さんどんなでしょうか。はい。
委員長	それと、この名称につきましては、今後、町名・字名の取扱いの方でも出 てくるんですけども、住所の表示の中に、地域自治区の名称を冠するとい うことになっておりますので、例えば、須木の場合は、小林市須木大字何 々という住所、そういうふうになっています。これが、例えば、高原町、 野尻町という自治区になりますと、小林市高原町、あるいは野尻町大 字何々というような住所表示になっていきます。何々区の場合は、小林 市何々区大字何々という表現というか、表示になりますけど

<p>委員長 淵上委員</p>	<p>ね。 今、事務局の方から説明がございましたが、はい、淵上委員。 今、そういったことで、私たちも今度合併に参加する、合併した暁のそういった住所、そうそういったことを考えれば、やっぱり町を残した方がいいかなというふうには思いました。野尻町。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>高原はまだ意見を集約してないんですが。まあ、それは、その人の考え方じゃけど、個人的な考え方であれば、やっぱり須木と同じで、小林市高原といった方がすっきりするんじゃないかなという気はしますけども。（「町を抜いてですね」と呼ぶ者あり）うん。それは、もう皆さんの考え方で、我々が意見の集約してないからですね。これは個人的な意見です。（「私の意見言っていていいですか」と呼ぶ者あり）</p>
<p>委員長 小島委員</p>	<p>はい。 ちなみに、須木を決めるときに、村を入れるか入れないか議論したんですよ。そしたら、もう新しい市になるのに村を残していいのかという問題があって、例えば、この住所でいくと、小林市須木村鳥田町という町が今度入ってくるんですよ。複雑になってくるということから、ここはもう、これは若い人の希望だったですよ。若い人の希望で、もう思い切って村をとるんだと、もう市になるんだという意気込みでとった経緯があります。一つはですね。気持ちはわかるけど、市があって町があってというのがあったんで、そういう経緯で、村をとったという経緯もあります。（「小林市須木」と呼ぶ者あり）小林市須木何々、字何々、はい。気持ちは十分わかりますけど、村を町を残すという気持ちは。そういう例もありました。</p>
<p>委員長</p>	<p>須木の方では、住民の方から意見を聞いたということですが、そういったことで、まだここでちょっとそこまできななか決めかねるかと思えます。 その意見だけ出していただいて、また次回の参考として、また次の協議に生かしてもらえばですね。そういった形でよろしいでしょうか。（「そうですね」と呼ぶ者あり） 今回はまた決めかねると思いますので、次回のまた参考として一応出していただくということで、一応メモだけしていただいて次回に回していきたいと。またよろしくお願いしておきます。</p>
<p>坂下委員</p>	<p>それでは3番目に入りたいと思います。地域自治区の設置期間についてですが、須木の場合は10年以内ということでありましたが、この件も先ほどいろいろ出ましたが、何かありましたら一つ出していただきたいと思えます。はい、坂下さん。 先ほどの期間は、そんなに長くないかという御意見がありまして、前回須木と新設合併で、書いていただいて、私は地域がすごく広がるし楽しみに思っていました、市民の中には小林市がというふうになるという意見も出たわけですね。今回、編入合併という形をとらせていただくというのと、それから財政的なことも考慮することも大切だと思うので、10年は長いかなあと私は思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の坂下さんが出ましたが、ほかに。10年じゃちょっと長いんじゃないかと。はい。西岡さん。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>この地域自治区を設けたとき、我々1年間のこの報酬をいただいているわけです。報酬というか、何か日額報酬ですね。これが大体うちは10名でやるんですけど、3,000円、1回で3万円、年間には議員さんの1カ月の給料ぐらい等までは出ます。方針としてはいただかないと、だから、その財政的なものは圧迫するようなことじゃなくて、住民の安心を考えれば必要だというのは、もう絶対必要だと思ってるわけですよ。だから、そこら辺も加味して考えていただきたいと。そんな金をどんどん持ってくるわけでもないし、スタッフも行きませんし、スタッフも山田町と高崎町に行ったことがあるんですけど、あそこの財政、地域協議会を見たときに、我々の協議会は相当進んでます。須木の場合は。だから、よそから来たというのもまいますし、いい協議会をつくっているなと思っておるんですけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>どんなでしょうか、今、西岡さんの方から意見が出ましたが、報酬をいただいて</p>

竹之内委員	<p>いるけど……。</p> <p>今審議会が機能しているということですね。（「地域協議会が」と呼ぶ者あり）協議会が。自治区じゃなくて、結局協議会そのものが、自治区の中の協議会が役割を果たしているちゅうわけですね。（「機能を果たし出したちゅうことですね」と呼ぶ者あり）</p>
西岡委員	<p>果たしてるとは言えないかもしれませんが、やっと教科書ができましたよというぐらいです。</p>
竹之内委員	<p>ただ、私の基本的な考え方は、自治区を置くと、一応高原なら高原のあれに書類を上げなきゃいけないわけですね。それが、今度は小林の本所に一緒に持って行って、結局、そこでまた審議されるという格好になるだろうと思うんですよね、予算的なものは。そういう、結局地域審議会みたいなものは、機能すればストレートにそこ小林に届けられると、そういう考え方を持っているもんだから、二重手間じゃないかというあれを盛んに考えるところですが、個人的な考え方ですね。（「我々も合併する前までは大変ですからね」と呼ぶ者あり）</p>
委員長 西岡委員	<p>西岡委員。</p> <p>合併する前は非常に地域協議会に期待しとったけれど、どんなことするかと。そのメンバーに選ばれて何をやっていこうかと、ものすごく期待のもとに集まったんですけど、単なる意見発表会だったんです、最初。それを区長がおりましてね、区長が取り上げるか取り上げんかということ。全然そういう経過も、市長さんここに上がっていかないような感じになっていたんですよ。ほんなら、何のためのこれは組織かということですね。いろんな改革をして、そして議会でも、何か答弁を求められても、まだ発表するまでいってないというようなことが言われたと区長が言うからですね。我々も審議を一生懸命しよつとに、それが区長さんの言葉一つで何にもならないものになってしまったわけです。我々がその後、市長を呼んで直接話をしたり、そういうのをやって、何となく今進んでるといふ、優秀なんじゃないけど参考にはなりますよということですよ。</p>
委員長 松元委員	<p>だから、なかったらなかつても変わらないというのとは違うというようなんです。どこいって調べてみてきてください。だけど、住民の安心のためにはなります。</p> <p>松元委員。</p> <p>今ちょうど6月議会中、明日が最終日なんですけども、小林の場合ですね。全員協議会が途中でありまして、いろいろその中でも意見が出てたんですけども、私たちは旧須木と合併をして、今西岡さん、率直なところもおっしゃってるかなと思うんですが、私はこれも私個人的に言えば、もうちょっと短くていいのかなと、半分ぐらいでもいいのかなと思ってんですが。その根拠は、さっきから私は言ってますように、1つ1つ区切ってなかなか議論できないわけですけども、校区単位とかさっきから言ってますまちづくり委員会ですね、こういうものをやっぱりつくっていくことによって、今まで小林も須木も野尻も高原も、えびのさんもそうかもしれませんが、本当に、私自治というものが育ってるかという、うーん、これは極めて難しい団体自治というですね、例えば首長が選ばれて、ここの、私は4年間、はい、やります、こうやります。この中でやっぱり進んできた嫌いが強いんじゃないですかね。おれたちの地区はこういう問題を抱えてる。これをもっと行政に押し上げていこう。そういう形は私はほとんどできないんじゃないのかなと。これを今からつくろうといってるわけですね。これをつくらないと、財政的な問題含めて、私はなかなか合併はしてみたけれども思うようにいかんかったなあというのがやっぱり見えてくるんじゃないですか。</p>
	<p>先進地は、そういうのをいっぱいやってるわけですね。やっぱり住民の人たちを協働参画してどんなふうにして市政に参加をさせていくかという手法をとっていらっしゃると思いますので、私は、そういう校区単位とか、あるいは一定地区の中で、そういうまちづくりの組織をつくり上げていけば、玉名に1日行きますけれども、玉名21の事業というのをやられてます。21地区で。いみじくも21世紀というのと</p>

<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>あつてますけども、そういうのがやっぱりみえていかないと、一つのこれからの自治のあり方を私はあらわしていると思います。そういうのは全国的にはいっぱいありますので、そこが並行してでき上がっていくとすれば、10年そこまで期間が必要かなというのが私は疑問です。もうちょっと短くてもいいのかなという気がします。</p> <p>赤崎委員。 僕の考え方ですが、坂下さんの考え方もよくわかります。やっぱり自治区の設置について長ければいいものじゃ絶対ないと。先ほど竹之内さんの発言でもありましたとおり、一刻も早く一つになるんだということですから、これはもうもろ手挙げてみんなが賛成するだろうし、1市2町の住民もそう思うはずですよ。だから、そのことをもっと大事に温めながら、この問題をどう考えるかということは、先ほどの事務局の説明にもあったように、10年程度が全国的なバロメーターとして示している、その中で現在では都城が6年、延岡市が10年、日向市が6年、美郷が4年という形で出てきておるわけですね。</p> <p>だから、この辺の実績についても、やはり参考にするべきだろうというのが一つと、もう一つは、ここはやっぱり行政については、特に松元さんあたりもおっしゃるように、やっぱり行政評価という問題あります。時代背景の中で出てくるわけですね。だから、この辺の評価の観点というのはやっぱり大事にせにやいかんということであれば、これ今まで前例がないだろうと思うんだけど、ここ新規提案事項になるかもしれんけれども、この自治区設置の問題について、小島副議長もいらっしゃいますので、よく検討していただきたいのは、ある程度の期間を定めたら、それですべて達成じゃなくして、その時点の幾ばくか前の時点で評価をする。自治区の進んだ足跡をいまいち振り返ってみる。そして、受け入れる市と、受け入れられた両方の相互の信頼関係なり、達成度合い等についてももう一度原点に戻って話し合いをしてみようかと、振り返ってみようかと、野尻はどうなの、高原はどうなの、受け入れてくれた小林市はどうなの、そういうような感じでの、こういった趣旨の会を別途しながら、ある面評価をしてもみる。試みる。そうすると、そこで、この問題は自治区設置について非常にすばらしい機能があったと、しかしまだ若干課題が残っておりそうだとということであれば、その評価の段階で、柔軟な対応を委員長あたりの裁量のもとでお許しいただけるような体制にすれば、恐らく全国的にも注目、アピール、画期的な僕は対応の仕方じゃないかなあというふうを考えておるんですが、いろんな資料も読みながら、そこまでの事例はまだございません。だから、ぜひそういった意味で提案をしてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>いろいろ意見が出ましたが、とりあえず期間を10年以内とありましたけど、これは一応、また今後の検討課題として、今出したのをまた次回に移させていただきたいと思います。（「委員長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）はい。事務局の方でちょっと説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>この地域自治区の処理する事務ということで、上の方に黒丸で須木区の事務所が所掌する事務は総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とすると、協議書にはこの部分だけが入っております。それで、下の方は具体的な事務内容ということで、合併準備に入りましてから事務局の方で作成をいたしまして、具体的にはこういうことをやっていくこととなりますということでお示したものでございます。</p> <p>これにつきましては、後ろの方を総合支所機能とも関連をいたしますので、この黒丸のところだけで一応御確認をいただくと。</p> <p>また、先ほどございましたように、地域自治区を設置する場合はこういった表現になりますけれども、地域審議会となりますと、事務所はございませんので、表現が全く変わってくることとなります。そういった点が変わってまいります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局の方から説明がございましたが、これにつきまして、また目通し</p>

	<p>いただきまして、次の5番目に行きたいと思います。地域自治区の区長の選任についてであります。地域自治区の事務所の長にかえて、副市長相当の区長を置くとなっております。また、区長の選任にあたっては、市長は地域協議会等に意見を求め、地域の意見を尊重して選任するものとすると思いますが、これについて、また意見がありましたら。これにつきましても、また自治区が決まってからのことでもありますので。はい。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>じゃ、6番目の区長の設置期間について、区長の設置期間は合併の日から10年以内とありますが、これもまたいろいろまた協議していただくことになろうかと思えます。これも自治区が決まってからのことになるかと思えます。何か意見ありましたらお願いします。ないですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>7番目の区長の任期について、区長の任期は2年とすると。ただし再任は妨げないと思えます。これについてもいいですね。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長</p>	<p>8番目の区長の権限とありますが、区長の権限は、副市長の決裁区分と同程度とし、須木区に係るものに限ると。区長は須木庁舎における事務を総括するとありますが、これはどんなでしようか。これもちょっと進めたいんですけど、一応、地域自治区がしっかり決まってからの議題として協議していただきたいと思えます。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>それでは一応8番目で切りまして、あと事務局の方の説明を求めます。</p> <p>今8番の区長の権限のところまで協議をしていただいたんですが、いずれにしても本日結論を出していただくような事項ではございませんので、今までの8番目までのところ、それから9番目以降につきましても、次回以降に引き続き協議をしていただくということをお願いをしたいと考えております。</p> <p>あと、まだ協議事項が支所機能について、それから行政区についてもございますので、そちらの方を一通り御説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしいでしょうか。（「一点だけあるんですがいいですか」と呼ぶ者あり）</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>赤崎委員。</p> <p>1点だけ。13番ですよね。いいですか。意見があるんですが。いいですか。許していただけますか。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>はい。</p> <p>ここの記述文の中に機関に意見を述べることができるとありますね。大事なことなんです。僕はこれにもう少し表現をつけ加えて、具申、意見・具申という字句の能力を与えることによって、先ほど西岡さんがおっしゃった市長と協議会との意思の疎通の問題やいろいろ反省点もおありのようですが、だから、協議会にもそれなりの、やっぱり首長に対して、あるときにはやっぱり直接的に進言できるような能力を与えるためには、具申権を与えていただくといいんじゃないか。そうすることに、やる気も出てくるんじゃないか。そういう気持ちせんでもないんです。だから、余り誇張し過ぎるのかどうなのか、事務局あたりの判断も必要だと思うんですが、意見として一応出しておきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの赤崎委員のおかれましては、13番への追加の市長のその他の機関に意見を述べるということに、この具申を入れるということではありますが、事務局どんなですかね、これは。次回の。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。他の事例等もちょっと調べさせていただいて、協議書に盛り込むことは可能だと思いますので、その辺の表現がどうなのか、調べさせていただいて。</p>
<p>委員長</p>	<p>協議書に盛り込むという形がよろしいでしょうか。どんなでしようか。（発言する者あり）そういった形で事務局よろしく申し上げます。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>はい、事務局お願いします。</p> <p>よろしいですか。委員長。</p>

<p>委員長</p>	<p>ちょっと、待ってくださいね。ちょっと待ってください。すみません。はい。（「協議事項2」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、協議事項の（2）総合支所の機能についてを事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料の9ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、先ほどございましたが、ステップ1、10ページの方でステップ2というような考え方をしております。ステップ1では、現須木庁舎（総合支所）をモデルにした考え方をお示しております。1行目でございますように、〇〇町区域を所管する総合支所を設置する。これについては、既に確認をされているところでございます。</p> <p>総合支所の組織と機能につきまして、合併後、〇〇町域における行政事務を住民に身近なところで処理するため、それぞれ総合支所を設置する。総合支所は、地域協議会と連携し、区域住民福祉の向上に努めるとともに区域における効率的な行政運営を図るものとする。</p> <p>そして、下の方には、地域自治区における総合支所と地域協議会の組織イメージということで、現状の須木庁舎をモデルにして表現をしております。まず、市長が一番上でございます。その下の方に地域自治区としまして、左の方が地域協議会がございます。ここには、会長、副会長、委員が地域住民の代表としておられまして、目的としましては、みずからの地域はみずからつくる地域振興のための住民組織という位置づけでございます。もう一点は、地域自治区運営に係る総合的な協議機関という位置づけでございます。</p> <p>そして、右の方には総合支所としまして、須木庁舎におきましては、事務職員の支所長にかえて特別職の区長を置いております。総合支所におきましては、住民に身近なところでの現地解決型の総合事務所という位置づけでございます。そして、区長の下の方に組織としまして地域振興部門、それから住民生活・福祉保健部門、産業振興・建設部門がございます。この部分が区長の専決権限の及ぶ範囲でございます。そして、教育委員会、農業委員会のそれぞれの下部組織がございます。教育総務課、あるいは農業委員会分室というのを設置しております。</p> <p>10ページをご覧ください。次に、ステップ2としまして、先ほどの須木庁舎をモデルにした考え方から、一步踏み込んだ考え方としまして、合併後の組織の概要案というものを、そのたたき台としてお示しをさせていただいたところでございます。まず市長部局におきましては、市の行政機能を管理機能、いわゆる総務、企画、財政、人事等でございます。それから分野別機能、ここにございますように、保健、医療、福祉、自然、環境保全、都市基盤整備、産業、経済、観光振興、教育、文化、地域コミュニティ、そういった分野別の機能でございます。</p> <p>そして、いわゆる住民票をとりましたり、納税をするというような窓口機能、この3つの機能に大別をさせていただいております。その上で、2番目の丸でございますが、本庁舎で業務を行うことが望ましい管理機能、先ほどもございました総務、企画、財政、人事等、こういった部署につきましては、現在の小林市の組織に統合すると。また、分野別機能における各部署の政策立案（統括）としておりますが、こういった部門につきましても、原則として小林市の組織に統合する。</p> <p>3番目ですが、その上で、総合支所には、地域振興部門、括弧にございますように、総合支所内の連絡調整、地域コミュニティの支援、地域協議会の運営に関する業務です。そして住民生活部門としまして、戸籍・住民票、国保関連業務、税の収納、証明関連業務、環境保全関連業務、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・社会福祉関連業務、保健衛生関連業務など、こういった住民生活部門、それから地域整備部門、農林水産業・商工業・観光振興関連業務、道路整備・公園整備・公営住宅整備・上下水道事業関連業務など、こういった3つの部門におきまして、総合支所の所管区域に係る分野別の機能と住民に直接関係がある窓口機能を所管する部署を設置することにしております。</p> <p>それから、総合支所には、支所長、この場合はまず事務職員という表現のとらえ</p>

<p>委員長</p> <p>委員長</p>	<p>方でございますが、支所長または特別職の区長を置き、これらの部署を統括する。</p> <p>それから、建設、道路、河川等でございますが、及び上下水道の工事については、一定程度の工事、維持・補修等は総合支所で実施し、そのほかの工事はすべて本庁舎で実施するというようにしております。</p> <p>教育委員会事務局につきましては、教育委員会事務局は小林市の教育委員会事務局の組織に統合し、総合支所には出先機関を設置する。</p> <p>また、農業委員会事務局につきましては、農業委員会が小林市の農業委員会の組織に統合した場合は、事務局も統合し、総合支所には出先機関を設置するとしています。</p> <p>そして、その他の事務部局としまして、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価委員会事務局につきましては、小林市の組織に統合するとしております。</p> <p>そして、全体としまして、合併までの協議として、総合支所における具体的な部署及び職員の配置、教育委員会、農業委員会の出先機関の配置等につきましては、合併までに1市2町が協議して決定するとしております。</p> <p>そして、11ページの方をご覧ください。資料は横になっておりますが、ここでは、参考資料といたしまして、合併における庁舎の配置方式の比較を掲載しております。今回の合併におきましては、一番右の総合支所方式を導入するということが確認をされております。庁舎の配置方式につきましては、そのほかに本庁方式、分庁方式というものもございます。それぞれここに定義、それから概念図、特徴、メリット、デメリット、そして全国的な先進事例を幾つか挙げているところでございます。</p> <p>総合支所方式のところだけをちょっと確認していただきたいと思いますが、定義としましては、本庁舎に管理機能と事務局部門を集約する。これは先ほど御説明したとおりでございます。本庁舎と総合支所には合併前と同様の分野別機能と窓口機能を配置するとしております。</p> <p>概念図につきましては、ここでは左の方がA市、右の方がB町、C町としておりますが、A市の方に管理機能、分野別機能、窓口機能というものがございまして、B町、C町におきましては、管理機能を集約いたしますので、分野別機能と窓口機能が置かれるということでございます。</p> <p>特徴としましては、まず1番としまして、市民の利便性を最優先する方式。2番目に、構成市町村が数が多い合併に見られる方式。3番目に、分野別機能を分担していきますと、これが分庁方式に移行するというところでございます。</p> <p>メリットとしましては、1番目に、合併前と同程度の市民の利便性が確保できる。2番目に、市民の利便性に地域格差が生じない。3番目に、市民感情になじみやすい。4番目に、対等合併の形式が確保できる。それから、5番のデメリットにつきまして、まず1番目が、新市の事務の効率化が図りにくい。2番目に、職員の削減が図りにくい。3番目に、人件費削減による財政力強化が図りにくい。4番目に、新市の一体性に欠け、新市になったという感覚は持ちにくい。</p> <p>6番の先進事例としまして、それぞれ静岡市、周南市、編入合併としましては宮崎市というような例を挙げているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ここで10分間休憩いたします。</p> <p>午前10時50分休憩～午前11時00分再開</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>先ほど事務局の方から協議事項の2のステップ1、ステップ2について説明がございました。これにつきまして、ちょっと時間の方が、ちょっと私の進行でちょっとオーバーしておりますので、簡潔に。もしわからない点がありましたら、ちょっと質問お願いいたします。</p> <p>ステップ1について何かありますか。</p>
-----------------------	--

委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ステップ2についてはございませんか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、協議事項（3）新市基本計画素案について（序章～第3章）についてを事務局の説明お願いいたします。</p>
専門部会長	<p>それでは、協議事項、新市基本計画素案について、私どもの方から説明させていただきます。私は企画財政専門部会の会長をしております南崎と申します。隣におりますのが、企画分科会の会長をしております永野でございます。2人で説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>前回の小委員会の際に松元委員の方から計画の全体像が見えたばかりというようなことでありましたので、資料の一番後ろの方についておと思いますが、新市基本計画項目案というのが1枚紙があると思っておりますけれども、全体的なイメージとしてはこういった項目を盛り込んでいきたいということで、これは案でございますがお示しをつけております。</p> <p>それで、今日は、1枚紙になっています。その今日は、序章から9章までを御提案を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>それで、前回の資料としまして今お手元があればちょっと見ていただきたいんですが、前回の資料が策定方針というのが28ページにあるかと思うんですが、これは、第1回の合併協議会に提案をして承認をいただいた分でございます。その策定方針をもとに、今回、計画をつくっているということでございます。</p> <p>まず、趣旨でございますが、この中にありますのが、各市町の総合基本計画を踏まえて、総合的な基本計画を策定するものであるということと、それから、このことよって、1市2町の速やかな一体感を促進し、住民自治の構造と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な政策の方向を示すということが趣旨でございます。</p> <p>そして、その下に計画策定の指針として、5点ほど挙げておるんですが、そこだけ話をしますと、まず1点目が、真に必要なまちづくりに資する事業を設定することと、2番に、ソフト面も十分配慮していくということ。それから、3番目、公共施設の統合整備なんか出てくるわけでございますけれども、住民生活に急激な変化を得ることないように配慮をするということ、それから、後ほど出てきますが、財政シミュレーション等も盛り込まれて、これきます。またその辺では、いろんなイベントを過大に見積もらないで、健全財政運営を心がけること。それから5点目に、本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、それから、文化的水準を高める役割を担うというようなことが策定の指針となっております。</p> <p>そして計画の内容でございますが、区域としましては、1市2町の区域とする。それから期間としては、先ほど来、期間についていろいろ出ておりますが、計画の期間としてはおおむね10年間ということで、21年度から31年度を予定しております。</p> <p>それから、計画の構成でございますが、本計画はまちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置及び財政計画を中心として構成しますよというようなことが書いてあります。こういったことにのっとり、県と具体的な計画を提案させていただいておるわけでございますが、中身については、永野分科会長の方より御説明させていただきます。</p>
分科会長	<p>小林の永野です。よろしく申し上げます。</p> <p>計画の方をめぐっていただきまして、目次の方をお開きいただきたいと思っております。今、専門部会長よりありましたように、本日は第3章まででございますけれども、第2章の2番、住民のニーズと期待、これは未策定となっております。これについては、アンケートを実施しまして、5月中ですね。ただいま集計中でございますので、これを踏まえてから作成して、今月中には提案ができていきます予定でございますので、次回にまた御提案させていただきたいと、本日は、この件は入っております。このアンケートについてですけれども、すべてで3,000名を対象に、人口</p>

<p>委員長</p> <p>委員長 分科会長</p>	<p>5%、6万人に対して5%の対象、対しまして、回収率が40%程度となっております。そのことについては次回報告したいと思います。</p> <p>それでは、1ページの序章からまいりますけれども、最初からすべて言っているでしょうかね。一括でよろしいですか。</p> <p>一括でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>一括をお願いします。</p> <p>はい。なるべく簡潔に申し上げたいと思います。序章の1ページですが、これは合併の背景と経緯ということでございますので、そこに書いてありますように、一番下のところに平成22年3月末までの合併を目指してというようなことを、協議会が設置されて、書いてございます。これについて皆さん御承知のとおりだろうと思いますので省かせていただきます。</p> <p>続きまして、2ページ、3ページに計画の策定方針がございまして、こちら、専門部会長の方から説明がございましたとおりです。それから、(2)の①ですけれども、ここに中段から、真に必要なまちづくりに資する主要な事業をと、先ほどは事業を選定するという表現が指針にあるということでしたが、計画書になりますと、すべての事業を挙げることができませんので、主要な事業を決めさせていただきます。このことは第6章で事業が具体的に出てまいりますので。</p> <p>それから、2ページの左に計画の期間というのがありますが、こちらの期間は最初の方針ではおおむね10年という表現ですが、計画書となりますと、年度を入れないといけませんので、まだ合併年度が正式に決まっておりませんので、合併年度及びそれに続く10年間。具体的に申し上げますと21年から31年度をということになります。</p> <p>そして3ページの下の方(5)その他というのが追加されておまして、ここでは住民の視点に立った計画づくり、というような部分もつけ加えております。</p> <p>続きまして、第1章の方に入りますけれども、合併の必要性を4つの視点から取りまとめております。まず1点目が、一体となって産業振興に取り組み、人口減少・若者流出に歯止めをかけるために、今合併が必要だということを書いております。一番上の方に、四角い枠で、ここの通常の様子が集めてあります。読み上げますが、1市2町が合併して、一体となって、それぞれが培ってきた独自の農業技術や、観光資源等の共有化・付加価値化を図り、後継者の確保や若者流出・人口減少に歯止めをかける必要がありますということです。内容については、そのことが書いてあります。資料は事前配布してありますので、ここも時間の関係で省かせていただきます。</p> <p>2つ目が5ページです。少子高齢化の進行など多様化する行政需要に一体となって対応するために、ということで、こちら一体となって専門職員の効果的な配置や住民サービス部門の維持・充実を図るなど、少子高齢化や情報化などの高度・多様化する行政需要に対応していく必要があるということでもあります。この部分では、職員の専門性も高まりますし、一方でまたアウトソーシングを含め、総合的な対応が必要となっております。</p> <p>続きまして6ページの方は、資料として、少子高齢化の推移。ご覧のとおり市町別に平成7年から17年、どのように変わってきたか。それぞれ特に、老年人口、これは統計区分でこのような表現をさせていただきますが、65歳以上の括弧で率が示してありますけれども、小林の場合は、19.3%、いわゆる高齢化率なんです。それが17年で26.6、高原町が、23.3が31.8、野尻町が23.0から30.5と急激に上がってきております。このことはまた後ほど申し上げますが、このように、この10年間でも大きく高齢化率が上がってきています。</p> <p>7ページにまいります。財政基盤を強化し、地方分権の推進と協働のまちづくりを進めるために、ということで、財政的な背景というような面も含めて、先ほど来、地域自治区の話でもございましたように、地方分権の推進に対応していく必要があ</p>
--------------------------------	--

ることが、この四角の中にも書いています。続きまして、8ページの方には、財政指標としまして、3点ほど挙げさせていただいてますが、下の方に、その説明が、なかなか専門用語でわかりづらいかもかもしれませんが、説明が書いてあります。

4つ目の視点、必要性として、住民の生活圏・経済圏に即した一体的・効率的なまちづくりのために、ということで、今まで一部事務組合なんかでも共同で設置しておりまして、さらにそれを強化するために合併が必要なんだ、というようなことが書いてございます。

次の10ページにまいりますけれども、この図は、それぞれの市町からどれくらい通勤しているのか、というふうなものを示したものでありまして、それぞれの四角内にあるのは、市内町内で働く人の数で、そこからそれぞれの市町に通勤している人が、例えば、高原町から小林市に1,050人と書いてありますが、高原町から小林市に1,050人の方がお勤めであるというふうな図でございます。これは、5年前の国勢調査と比べますと、全体の就業人口は減ってるんですけども、それぞれに通勤している人口は逆に増えています。それぐらい結びつきがさらに深まったということだと思います。

続きまして、第2章に移らせていただいて、11ページでございます。こちらの第2章では、本地域の現状と課題ということで、本地域というのは当然小林、高原、野尻のことですが、それぞれ位置とか地勢、気候に始まりまして、歴史、沿革、まちづくりの推移ということが12ページ、13ページまでまちづくりの推移を含めて書いてございます。それぞれの町のことはわかるんですけども、ほかの町についてはわからない点もありますので。

続きまして、14ページからは交通の状況が書いてありまして、高速道路等もこの地域には通っておりまして、非常に交通良好であるということでもあります。

15ページももうちょっと小さくした案内図、本地域の概要図、ちょっと写り悪いかもかもしれませんが。

続きまして、16ページからは人口と世帯ということで、平成2年からの数字が書いてあります。人口は減るんですけども、世帯数は増えて、17ページのところには一世帯当たりの数が示してありますが、先ほども申し上げましたように、年齢区分にしますと、14歳以下の年少人口がどんどん減ってきてまして、15歳から64歳、このあたりもわずかながら減ってきてまして、高齢者、あるいは65歳以上の方がどんどん増えてきているということがグラフから読み取れます。

続きまして、18ページからは、産業部門でありまして、就業人口、それから、②からは、分野別に農業の状況、それぞれ市町別に主要作物とか商店数とか従業員数とか。それから、工業面では製造業の主なもの、そして19ページから観光の状況。それから20ページから、今度は医療・福祉・生活環境等ということで、病院、診療所、福祉施設等の市町別の数。それから生活環境の欄では、ごみの収集、リサイクル率と道路改良率。それから教育文化スポーツでは、幼稚園ほか、いろんな教育施設、文化スポーツ施設の状況。7番目として、行財政の状況、こちらの方では、一番下に職員1人当たり住民数というのがございますが、これは、当然市・町の人口が違いますと、1人当たりの住民数は当然下がりますので、これがどうだと比較するものではございませんので、それだけ申し上げておきまして、ここで職員1人当たりというのは、一般職員数で比較をしますと、総職員になりますと、例えば小林市と高原町の方で病院を持っていますよね。このようなものは入っていないわけです。一般的に特徴からいえば、一般職員1人当たりにつき、このような表をつくることのできるということです。

続きまして、22ページからは議員数ですが、これはもう表にあるとおりです。それから下の方にはそれぞれの市、町の財政状況、歳入、歳出、義務的経費、投資的経費というようなものが参考に挙げてあります。

23ページの方にも財政関連の指標がつけてあります。これについてはご覧のとおりでございます。

24ページにまいりますけれども、ここからは本地域の特性と課題ということで、基本的に小林市の総合計画を基本にまとめてあります。ですから、文章の内容としては、ほとんど小林市の総合計画というものが盛り込まれておりますが、順にいきますと、①こちらが交通条件とかいう部分を書いてありますが、3行目あたりには、高原インターチェンジとか、それから下から3行目に大規模な工業用地というようなことで、小林市の部分に高原町のインターチェンジとか、工業用地のことが明記されております。②の方は、小林の計画には盛り込んでなかったんですけれども、合併することになりますと、かなり農業という部分が非常に住民にも求められています。小林市でもそうだったんですけれども、非常にいろんな部分で畑地かんがいとかのことも含めて具体化して挙げておくべきだろうということで挙げております。

また25ページの方では3つ目としてすぐれた自然環境ということで、5行目には、日本で最も美しい村づくりということで、高原町の取組みを挙げております。

4つ目としましては、観光資源ということなんですけれども、4行目から御池野鳥の森、皇子原公園、のじりこびあ、などというものを加えて、観光資源をとらえております。

それから5つ目、5番目ですけれども、こちらの方でも、歴史・文化・自然ということで、1行目には、各種の伝承芸能や神話という、このところをとらえております。

それから6番、⑥ですけれども、こちらの方では住民活動となっておりますけれども、2行目の後ろの方には住民性はフロンティア精神にあふれ、野尻町の宣言、都市宣言がございますけれども、そのようなものを盛り込んでおります。フロンティア精神という部分は、小林市の方でも開拓でやってこられた方もいらっしゃいますので、そういうところからすると、広い意味で取り組んでいけるのではないかと思います。

26ページからは、主要課題をまとめてあります。①の方では、生活環境分野について。②では、保険、医療、福祉の部門について、③では産業の分野、農業商工業部門、観光部門についてです。こちらも小林を基本としておりますが、4行目に高原インターチェンジ、フリーウェイ工業団地というものも載せてあります。

27ページに移りまして、こちらでは人材の育成、教育、歴史、文化となっております。それから5つ目には、生活基盤ということで、道路交通網、情報網のことを書いております。6番目には、自律による地域づくりのということで、こちらの方では、これも今日、先ほど話題になかったんですけども、参画協働をどう進めるかというようなこと、それから行政改革、行政経営ということを書いてあります。

これが、主要課題の第2章でございまして、第3章では、主要指標の見通しを掲げております。われわれの地域における見通しでございますけれども、それがいろんな分野の企画などにも影響をしていくと思っておりますが、まず一つ目が人口世帯ですけれども、総人口について、平成2年から17年の4回の国勢調査を元に集計をしております。コーホート法という集計方法を用いるんですけれども、それで見ますと、平成31年度は5万2,700人程度になるだろうという見込みは立てております。②の方では年齢階層別ということで、老年人口、いわゆる高齢化率が35%になるのではないかとということでございまして、世帯数については、下の表をちょっと見ていただきますと、今申し上げましたように人口の区分別のもの表に入っております。老年人口等が、すべて出るような形でやっておりますけれども、世帯数については、そんなには、10年後はあまり変わらないようなふうに見えています。1人当たりの世帯数の人数は減っていく、人口が減りますので当然なんですけれども、そのような見通しも持っております。

最後の30ページの方では、就業構造についてでございますが、これも国勢調査でしておりますけれども、表の方を見ていただきたいんですが、総人口は、総就業人口は減っていくと。そして第一次産業、農業とか、農林水産業ですね、これは減

<p>委員長</p>	<p>っていく。平成17年が24.5ですが、18.3まで減る見込みです。二次産業、産業ですけども、自動車工業の部分ですが、これも減っていく、ということであり ます。それから、第三次産業については、過去の傾向からしますと、もうちょっと こう増えていくようなことで見込んでおります。</p> <p>以上、非常にはし折って申し訳なかったんですが、今回は序章から3章までをご 提案させていただきたいと思えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただいまの事務局の方から序章から3章まで説明がございましたが、それにつ きまして、何か質疑がありましたらお願いいたします。「委員長よろしいでしょうか」 と呼ぶ者あり)はい。</p> <p>すいません、付属資料といたしまして、お手元の方に前回全体的な項目の流れと いうものを示してほしいということがございましたので、小林市の総合計画は、前 回お配りしておりますが、その項目分と、1市1村時のまちづくり計画について、 小林と須木の、お手元の方に配付させていただいておりますので参考にしてい た きたいと思えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいま序章から3章までの件につきまして、ほかに何か質疑ございませんか。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>赤崎委員。</p> <p>まず確かめますが、この基本計画策定について、この3番とはぎょうせい でしたかね。でしたよね。ということで、それと、先ほどありましたように、お伺い しましたようにアンケート集計については、今月で落ち着くということでしたが、 この本計画の際、資料としてこのアンケートの結果の特徴的項目に対する特徴 的な結果を添付資料として掲載する計画があるかないか。それが第1点目、次へ いきます。</p> <p>3ページをお開きください。最初から疑問ですが、文末表現が、ます調にな って おるんですよ、全部ね。全部一貫してます調になっていますが、公文書とし ての性 格からどうなのかが、図るである、である調の方がいいんじゃないのかなあ と。非 常に丁寧ではありますが、行政にしてはどうなのかなあと思えます。ここが 第1 点目。</p> <p>第2点目、5ページお開きください。5ページ、特徴的に一体という言葉が使 っ てありますよね。これはもう誇張的に使われるんだろうと思うんだけど、その 前 に合併してという表現の中に引き続き一体となっている。ということは、表 現を 繰り返しとるところもあるんですが、今一度御検討ください。</p> <p>それから5ページの上から2行目ですね、あっ、3行目、下表を見るとおり とい う文言表現が何箇所かございますが、これが編集結果によっては、次の裏ペ ー ジに移ることもあります。だから、ここは別添資料を丸々何の何とか、そ う いった表記の方が普通適切だろうというふうに僕は読みました。</p> <p>6ページ、すばらしい表がそこに掲載されていますが、せっかくのこと であ るので、野尻の下にトータルの結果をお示しいただければ、さらに有効活用 が 図られるんじゃないだろうか。</p> <p>それから7ページ、この文章表現ずうっと見ていきますと、なるほどとい う ふう に感じました。特に、最後の段のこれからの課題をというところから最後 ま での必要ですというところまでのこの文脈の間に、パブリックコメント ス タイルの言葉でもって今後の課題に対する対応のありようについて述べる 必 要があるんじゃないだろうか。それが今の時代の流れで来ると。そういう ふ うに来ると。いかがでしょうということですか。</p> <p>それから、いろいろ言って申し訳ありませんが、一応、最後になりますか ね。2 3ページをお開きください。ここに指標のトータル結果が出てます。3市 町 の、1市2町のね。これが8ページにも出てきとるんですよ。繰り返 し 出す必要があるのか。あえて出す必要があるのか。その差し迫った状況 は 何なのか。やれば1つぐらいで十分じゃなかろうかと。くどいと。であ れ ば、ここの表現、別添資料P何ページの何の何の、とあればそれで落 ち 着くわけですので、何か意図的にここに出され</p>

<p>委員長 分科会長</p>	<p>たかなあと。 以上、質問と提起の部分がございますが、お許してください。 ただいまの赤崎委員の方からございましたが、8つほどございましたが、事務局の方、これについてよろしいでしょうか。 アンケートの件ですけれども、これ私がちょっと説明が足りなかったかもしれないんですが、本日のこの資料の中に1枚紙で、全体の計画の基本項目案というのをお示しして、その第2章の2ですね。こちらに住民のニーズと期待というのがありますが、本日は用意しておりませんが、そのことについて、アンケートの主な部分、結果のですね。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）はい。それを解説したものを載せる予定でございます。 それから全体を通じて文章表現の問題もございますが、これは行政計画ではありませんけれども、住民の皆さんによく見ていただきたいというのがもちろんありますので、そういう意味からなるべくわかりやすいように、そして受け入れやすいように、小林の計画においても、ですますの表現を使わせていただいております、それを基本に今回もまとめさせていただきました。 それから、5ページ、5ページの表現の中に下表というのがあるということでしたが、御指摘のとおりでございまして、私どもがいろいろと編集していく中では、最初は下の方にあったんですけれども、これが次のページになっておりますので、これは訂正をさせていただきます。 それと、5ページのところで、一体となっているのが、同じような意味合いではないかということなんです、合併すれば一体となるんですけれども、これは、まあみんなが一緒になってという意味合いで使わせていただいているのでご理解をいただきたいと。 6ページの方に、統計を入れとくべきではということでもありますので、統計は入れさせていただきますと思います。 それと7ページの方ですけれども、パブリックコメントという意味合いのことをおっしゃってましたけれど、この項目が合併の必要性ということで取りまとめておりまして、当然、後ほどちょっと4章以降で出てくる部分では、パブリックコメントを使っている、小林市の計画にも入っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。 最後ですけど、23ページの財政状況というのは、最初これだけ、やり返したりして、おっしゃったとおり全く同じでありますので、23ページの一番最後の表については省かせていただきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
<p>委員長 竹之内委員 委員長 竹之内委員</p>	<p>ほかにございませんか。竹之内委員。 協議会資料で質問してよろしいでしょうか。 はい。 これについて、資料1の1というのがあるんですけど、これはまだ後の問題ですかね。</p>
<p>委員長 竹之内委員 委員長 松元委員</p>	<p>今の序章についてをお願いします。 序章だけですね。はい、わかりました。 松元委員。 ちょっと意見だけ言わせてください。人口動態ですよ。いろんな統計の推測値とかいろいろあって、専門的な観点でこういう数値を出されているんだろうと。それについて、どうのこうの言うつもりはありませんけれども、ただ私は今の社会情勢を見て、これ以上にどんどん進行するんじゃないのかなという気がしてならないんですよ。というのは、私たちの西諸に置かれている状況を見るときに、医療保険、福祉、教育等々、社会ユーザーにまつわる部分、これ、どんどん格差が生まれてきてると私思ってるんです。 直近の例で一つだけ申し上げますと、今年4月に県が医療計画をつくっておりますね。これはもう法律で5年に1回見直しとか、医療計画を立てるようになってま</p>

	<p>す。県北から県南までずっと医療圏域がありましてつくっているわけですが、高原町さんと小林市はそれぞれ公立病院持ってます。いろいろそれで大変な思いしながら、医療体制を自立させにゃいかんということでやっているんですが、一方、県の計画を見ますと、がんですとか、小児救急医療ですとか、周産期医療、こういうところについては、もう県政ということでひとつくりで、いわゆる都城の方に再編をしていくと、こういう計画が出されたわけですね。こういう具体的なもう私たちが議論している中身よりもっとぐるりのといいますか、県政とか、国政とか、そういう動きを見ていくと、どんどん格差が広がって、若い人たちがますます住みにくい、子育てがしにくい、人気の宮崎にもう住んじゃおうかみたいな、これは私はどうも拍車がかかっているような気がしてですね。そういうことを考えていくと、個々の問題になってしまいますけども、総体的にはこういう流れのとらえ方でしょくないかなと思うんですが、ま、私の意見としては、そういう個々の問題等、見ていきますと、ますます国内的にも差がついてるのに、県がますます差がついていくと、こういう状況があるなということ、意見をすけれども申し上げておきたいと思えます。</p>
委員長	<p>ほかにございませんか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、御意見、御質疑がないようですので、協議事項（３）の新市基本計画素案の序章から第３章については原案のとおり承認いただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、協議事項（３）新市基本計画素案の序章から第３章については原案のとおり御承認いただいたものとさせていただきます。</p>
事務局	<p>次に、協議事項（４）新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会のスケジュールの変更についてを、事務局の説明をお願いをいたします。</p> <p>計画グループの鶴水ですが、Ａ３版の折り曲げてありますスケジュール表をご覧くださいと思っております。お示しておりますが、一番左側の合併協議会の日程については、そのままでございます。それから２つ目、小委員会という欄で、８月の欄でございますが、ちょっと薄く網掛けをさせていただいておりますが、８月の７日の木曜日に第６回の小委員会ということで、追加といいますか、小委員会の方をもう１回追加をさせていただきたいということで考えています。それ以外の部分は、もう変わっておりませんので、簡単ですが以上です。</p>
委員長	<p>ただいまの御説明について、何か御意見、御質疑はございませんか。</p>
委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
事務局	<p>ないようでしたら、協議事項（５）次回の検討事項についてを事務局説明をお願いします。</p> <p>先ほど、協議事項１と２ということで、御協議を、地域自治組織、あるいは総合支所機能について御協議いただいたところでございますが、先ほどもお話をさせていただきましたように、２ページから３ページの８番まで、先ほど御意見を出していただいたところでございます。その中で、本日、まだ結論の出ないところございましたので、そういった点については再度１番から順に御協議をいただきたいと思っております。</p> <p>そして、９番以降につきましては、本日協議をされておられませんので、９番以降についても、次回では御意見を聞かせていただきたいと考えております。</p> <p>後ほど、確認事項の方でも出てまいりますので、７月中に視察研修を除きまして、３回程度小委員会やってまいりますので、その中で、この内容につきましても集中的に協議をいただきたいと考えております。</p> <p>そして、協議事項の２の総合支所機能につきまして、本日は御説明をさせていただいて、御質疑だけをお受けするという形でございましたが、特に、この１０ページの合併後の組織の概要案と、この表現等につきまして、また御質疑、御意見を</p>

	<p>お出しいただきまして、取りまとめをしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>具体的には組織機構の取扱いの方で、基本方針等を行政・人事分科会等で確定をしていくこととなりますが、その際、ここで、協議会で検討されたことが反映をされていくということにもなりますので、文言等について再度御確認、御協議をいただきたいと考えております。</p> <p>次回の小委員会につきましては、視察直後ということでございますので、検討内容としましては、地域自治等、あるいは総合支所機能について集中的に協議をいただくことになろうかと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>検討事項についての御説明がございましたが、この件について、何か質問ありませんか。</p> <p>今回、次の研修の中でいろいろと勉強していただきまして、また地域自治区等についてまた再度検討していただくということでございます。</p> <p>ほかにありませんか。「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）はい。</p>
竹之内委員	<p>これは小さい問題ですけども、協議資料の資料1の1なんですけども、1の1、協議資料1…。</p>
事務局	<p>それは午後からの協議会の方で、はい。ですから、そういうふうになっておりますので。すいません。</p>
竹之内委員 委員長	<p>あっ、ごめんなさい。</p> <p>いずれも御意見がないようですので、以上で協議を終わります。</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>ないようでしたら、これをもちましての議長の座を下ろさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。</p>
事務局	<p>入佐委員長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、確認事項について御説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>資料の12ページをお開きいただきたいと思います。ここに、中段以降に確認事項がございます。先ほどと説明が重複する部分があるかと思いますが御了承いただきたいと思っております。</p> <p>まず、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会先進地視察研修についてでございます。御案内をさせていただきましたとおり、7月1日火曜日から7月2日水曜日にかけて視察研修を実施させていただきます。場所としましては、熊本県の玉名市、こちらは一般の地域自治区と、あわせて校区単位のまちづくり協議会等を設置されておられます。また、熊本市・富合町合併協議会の方は、こちらの方は現在合併協議が終了いたしまして合併準備に入っておりますが、合併特例区を富合町に設置することが確認をされております。あわせて、新市基本計画等についても御研修いただく予定でございます。</p> <p>なお、日程表につきまして、あらかじめお送りをさせていただいたかと思っておりますが、後ほど、再度確認の意味も含めましてお配りさせていただきたいと思っております。出発時間につきましては、9時30分でございます。集合場所の方が小林市のみどり会館は御存じだと思うんですが、その前の、道路向かいの方に、もとJT日本たばこ産業があった空き地がございます。そこが駐車場になっておりますので、こちらの方に車をとめていただきまして、バスに乗りさせていただきたいと考えております。9時半には出発をいたしますので、余裕をもってお越しいただきたいと思っております。</p> <p>そして、資料につきましては、事前に質問事項等の資料をお配りしておりますので御持参をいただきたいと思っております。また、質問事項については、委員の皆様方にお伺いしましたところ、3点程度の追加質問が出ておりますので、その点もあわせて御持参いただきたいと思っております。それと、あらかじめ御了承いただきたいんですけども、旅費と報酬等につきましてお支払いをするわけですけども、今回1泊</p>

<p>委員長 松元委員</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>2日の日程の中で、宿泊費、あるいは食事等が3回ほど予定されておりますので、そういった旅費につきましては、一旦事務局の方でお預かりをさせていただいて、最終的に精算をして御報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、夜の食費等もあります関係上、報酬が2日分お渡しするんですが、その一部を一旦、雑費といいますか、必要経費として2、3千円お預かりして、その分も含めて、最終的に精算をさせていただければありがたいと考えております。</p> <p>それと、余談になるかもしれないんですけども、服装につきましてですが、御確認いただきたいんですけども、研修に伺うというようなことから、略装といいますか、男性の方はネクタイ、背広等を御持参いただいた方がよろしいのかなと考えております。</p> <p>次ですが、第3回の小委員会につきましては、7月8日午後1時30分から小林市役所4階大会議室にてございます。内容につきましては、地域自治区等の設置についてでございます。</p> <p>第4回の小委員会につきましては、7月24日木曜日午後1時30分から小林市役所4階大会議室でございます。同じく、地域自治区等の設置について検討をいただきます。</p> <p>第5回の小委員会につきましては、7月30日木曜日の午前9時30分から小林市須木総合ふるさとセンター2階の会議室でございます。これについては、あわせて午後から協議会が開催される予定になっております。内容につきましては、地域自治区等の設置と、先ほど御協議いただきました新市基本計画の4章から8章を提案をさせていただくということになっております。協議、承認については次回というようなことになろうかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの確認事項について、何か御質問はございませんでしょうか。</p> <p>視察の関係につきましては、前回お配りになったあれを持っていけばいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）あの当日は別途やるというようなことはないですね。</p> <p>以前お配りした資料が、こちらの方で先進地について調査して収集した資料、あるいは質問事項でございますので、それを御持参いただきたいと思っております。</p> <p>なお、先進地の方でこちらがお願いしております資料は改めていただくと。また、それに対する回答は口答か、あるいはその質問事項の中で、添え書きするような形でいただけるものと考えておりますので御了承いただきたいと思っております。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の小委員会を終わりたいと思っております。お疲れさまでした。なお、1時30分からは、当会場のあちらですね。入り口側のホールの方で協議会が開催されますので、定刻までに御集合いただきたいと思っております。</p> <p>午前11時48分閉会</p>
---	---

会議録署名委員 松元 朝則

会議録署名委員 赤崎 峯雄